

愛媛県農林水産研究所林業研究センター研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県農林水産研究所林業研究センター(以下「林業研究センター」という。)が行う研修(以下「研修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 研修は、次の4種とする。

種 別	内 容
林業技術研修	知事が募集を行い、林業従事者等に対し、近代的な林業技術及び林業経営を習得させるためのもの
一般研修	知事が募集を行い、一般県民や大学生等に対し、森林、林業、林産業及び緑化に関する知識を習得させるためのもの
受入れ研修	森林、林業、林産業及び緑化に関する知識及び技術の習得を特に希望する者に対し、1年を限度として特別に受け入れるもの
委任研修	公的職業訓練機関及び林業職業研修実施機関が募集を行った林業従事者若しくは就業希望者に対し、当該機関からの委任を受けて林業技術研修またはその一部への受け入れもしくは林業技術に関する専門研修を行うもの

(実施計画)

第3条 愛媛県農林水産研究所林業研究センター長(以下「センター長」という。)は、林業技術研修について毎年度、研修実施計画を定めて、知事の承認を受けなければならない。

(受講申込み)

第4条 愛媛県農林水産研究所使用規則(平成20年愛媛県規則第31号。以下「規則」という。)

第4条の研修受講申込書は、研修を受けようとする者にあつては、研修受講申込書(様式第1号)により、団体等が一括して申し込む場合は研修受講申込書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第4条の知事が必要と認める書類は、研修を受けようとする者が所属する団体等の代表者の推薦書(様式第3号)とする。ただし、林業技術研修の受講申し込みの場合に限る。なお、公的職業訓練機関及び林業職業研修実施機関からの委任を受けて行う研修については、この限りではない。

3 規則第4条ただし書の知事が指定する林業研修は、林業技術研修とする。

(受講許可書)

第5条 知事は、研修生を決定したときは、受講許可書を交付するものとする。なお、公的職業訓練機関及び林業職業研修実施機関からの委任を受けて行う研修については、この限りではない。

2 センター長は、前項の受講許可証が交付されたときは、その旨を研修生の住所地を管轄する市町長（研修を受けようとする者が林業従事者として使用される者である場合にあっては、その使用者及び当該使用者の住所地又は所在地を管轄する市町長）に通知するものとする。

(効果測定)

第6条 知事は、必要に応じ、研修効果の測定を行うものとする。

(修了証書)

第7条 知事は、林業技術研修について、研修生が所定の課程を修了したときは、修了証書を授与する。なお、公的職業訓練機関及び林業職業研修実施機関からの委任を受けて行う研修については、この限りではない。

(受入れ研修、委任研修)

第8条 受入れ研修もしくは委任研修を希望する者は、次の項目を書面に記載し、センター長に申請するものとする。

- (1) 申し込み機関名称、所在地、代表者、電話番号
- (2) 研修目的及び内容
- (3) 実施期間
- (4) 研修対象者名簿
- (5) その他希望する事項

2 センター長は、前項の申請を受けた場合は、内容を検討のうえ、実施の有無を決定し、申し込み機関に通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月10日から施行する。

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、同年4月1日以降の研修に適用する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、同年4月1日以降の研修に適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同年4月1日以降の研修に適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同年4月1日以降の研修に適用する。

この要綱は、令和元年10月10日から施行し、同年12月16日以降に開講する研修から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同年4月1日以降の研修に適用する。